

# 熊本県公報

号外 第 11 号  
平成 17 年 3 月 22 日 (火)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 菊池市の町の区域をあらたに画すること及び字の名称の変更……………(市町村総室) 1
  - 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正……………(警察本部) 3
  - 熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則……………(教育庁総務広報課) 3
  - 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則……………(警察本部) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 311 号の 2

菊池市を設置したことに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 17 年 3 月 22 日から菊池市の区域内において、次のとおり町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更する旨菊池市長職務執行者から届出があった。

平成 17 年 3 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

町及び字の名称		区 域
町 名	字 名	
	隈府	旧菊池市大字隈府の区域
	亘	〃 大字亘の区域
	片角	〃 大字片角の区域
	袈裟尾	〃 大字袈裟尾の区域
	玉祥寺	〃 大字玉祥寺の区域
	下河原	〃 大字下河原の区域
	藤田	〃 大字藤田の区域
	木庭	〃 大字木庭の区域
	原	〃 大字原の区域
	四町分	〃 大字四町分の区域
	龍門	〃 大字龍門の区域
	雪野	〃 大字雪野の区域
	小木	〃 大字小木の区域
	班蛇口	〃 大字班蛇口の区域
	重味	〃 大字重味の区域
	豊間	〃 大字豊間の区域
	大平	〃 大字大平の区域
	西迫間	〃 大字西迫間の区域
	市野瀬	〃 大字市野瀬の区域
	西寺	〃 大字西寺の区域
	野間口	〃 大字野間口の区域
	大琳寺	〃 大字大琳寺の区域
	北宮	〃 大字北宮の区域
	深川	〃 大字深川の区域

	村田	旧菊池市大字村田の区域
	長田	〃 大字長田の区域
	出田	〃 大字出田の区域
	広瀬	〃 大字広瀬の区域
	木柑子	〃 大字木柑子の区域
	今	〃 大字今の区域
	森北	〃 大字森北の区域
	赤星	〃 大字赤星の区域
	稗方	〃 大字稗方の区域
	木野	〃 大字木野の区域
	米原	〃 大字米原の区域
	吉富	〃 大字吉富の区域
七城町	山崎	旧菊池郡七城町大字山崎の区域
〃	水次	〃 〃 大字水次の区域
〃	岡田	〃 〃 大字岡田の区域
〃	流川	〃 〃 大字流川の区域
〃	辺田	〃 〃 大字辺田の区域
〃	荒牧	〃 〃 大字荒牧の区域
〃	高田	〃 〃 大字高田の区域
〃	台	〃 〃 大字台の区域
〃	瀬戸口	〃 〃 大字瀬戸口の区域
〃	甲佐町	〃 〃 大字甲佐町の区域
〃	新古閑	〃 〃 大字新古閑の区域
〃	清水	〃 〃 大字清水の区域
〃	菰入	〃 〃 大字菰入の区域
〃	高島	〃 〃 大字高島の区域
〃	加恵	〃 〃 大字加恵の区域
〃	砂田	〃 〃 大字砂田の区域
〃	亀尾	〃 〃 大字亀尾の区域
〃	林原	〃 〃 大字林原の区域
〃	蘇崎	〃 〃 大字蘇崎の区域
〃	小野崎	〃 〃 大字小野崎の区域
〃	橋田	〃 〃 大字橋田の区域
〃	鴨川	〃 〃 大字鴨川の区域
旭 志	弁利	旧菊池郡旭志村大字弁利の区域
〃	伊萩	〃 〃 大字伊萩の区域
〃	新明	〃 〃 大字新明の区域
〃	伊坂	〃 〃 大字伊坂の区域
〃	川辺	〃 〃 大字川辺の区域
〃	尾足	〃 〃 大字尾足の区域
〃	小原	〃 〃 大字小原の区域
〃	麓	〃 〃 大字麓の区域
泗水町	住吉	旧菊池郡泗水町大字住吉の区域
〃	富納	〃 〃 大字富納の区域
〃	永	〃 〃 大字永の区域
〃	吉富	〃 〃 大字吉富の区域
〃	豊水	〃 〃 大字豊水の区域
〃	福本	〃 〃 大字福本の区域
〃	亀尾	〃 〃 大字亀尾の区域

泗水町	田島	旧菊池郡泗水町大字田島の区域
”	南田島	” ” 大字南田島の区域

**登 載 依 頼**

**熊本県公安委員会告示第 10 号**

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

平成 17 年 3 月 22 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1 の表菊池警察署の項を次のように改める。

菊池警察署	管轄署	菊池市	菊池市隈府、亘、片角、袈裟尾、玉祥寺、下河原、藤田、木庭、四町分、野間口（神来区）、北宮、稗方、木野、米原
	所在地	隈府	
	西合志交番	菊池郡西合志町大字須屋	西合志町大字野々島（木原野区）、御代志、須屋
	西寺駐在所	菊池市西寺	菊池市西寺、野間口（神来区を除く。）、大琳寺、深川、村田、長田
	広瀬駐在所	同出田	菊池市出田、広瀬、木柑子、今、森北、赤星、吉富
	龍門駐在所	同雪野	菊池市龍門、雪野、小木、班蛇口、重味（茂藤里区、篠倉区、伊倉区、道園区、金峰区）、豊間、大平、西迫間、市野瀬
	水源駐在所	同重味	菊池市原、重味（茂藤里区、篠倉区、伊倉区、道園区、金峰区を除く。)
	旭志駐在所	同旭志	菊池市旭志
	泗水駐在所	同泗水町	菊池市泗水町（吉富（富区、富出分区、田中区、朝日団地区）、豊水、福本、亀尾、田島、南田島）
	住吉駐在所	同泗水町	菊池市泗水町（住吉、富納、永、吉富（富区、富出分区、田中区、朝日団地区を除く。))
七城駐在所	同七城町	菊池市七城町	
野々島駐在所	菊池郡西合志町大字野々島	西合志町大字野々島（木原野区を除く。）、上生、合生	

1 の表備考を削る。

熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 22 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

**熊本県教育委員会規則第 2 号**

熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則  
熊本県教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年熊本県規則第 4 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から適用する。

**熊本県公安委員会規則第7号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月22日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2一般国道325号の項中「大字大琳寺」を「大琳寺」に改め、同表主要地方道熊本菊鹿線の項中「菊池郡七城町大字林原」を「菊池市七城町林原」に、「菊池郡七城町大字高島」を「菊池市七城町高島」に改め、同表主要地方道植木インター菊池線の項中「菊池郡七城町大字林原」を「菊池市七城町林原」に、「菊池郡七城町大字高島」を「菊池市七城町高島」に、「大字大琳寺」を「大琳寺」に改め、同表一般県道原植木線の項中「菊池郡旭志村大字伊坂」を「菊池市旭志伊坂」に、「菊池郡旭志村大字新明」を「菊池市旭志新明」に改め、同表市道大琳寺木庭橋線の項中「大字大琳寺」を「大琳寺」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。